

まいぞうぶんかざいはくつ とどけて  
「埋蔵文化財発掘の届出」について

平成 26 年 4 月 岐阜市教育委員会 社会教育課

対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）か？（岐阜市遺跡地図を見て確認）

遺跡の地域内

地 遺  
域 跡  
外 の

工事前の手續は必要ありません。工事中に文化財と思われるものが出てきたときは、社会教育課まで連絡をお願いします。

対象地で土を掘る工事をされる前に、埋蔵文化財発掘の届出の提出をお願いします。（文化財保護法第93条第1項にもとづく）

\* 提出書類（2部・工事立会調査承諾書のみ1部）

- ・埋蔵文化財発掘の届出について
- ・別記
- ・住宅地図
- ・公図（または仮換地図）
- ・工事立会調査承諾書
- ・工事の概要を示す図面

住宅建設の場合

- ・配置図
- ・基礎伏図
- ・基礎断面図
- ・地盤改良の情報

※「工事概要聞き取り票」を一枚ご添付ください。

\* 工事の着手 60 日前までにお願いいたします。

\* 建物解体・擁壁工事等も土を掘る工事となりますので、届出をお願いします。

その土地の下の様子がわからない場合、試掘調査（試し掘り）をお願いしています。

- \* 面積約 2 畳分、深さ約 1.5m の細長い四角形の範囲を重機で掘ります。通常は半日で終わります。
- \* ご協力にもとづいて実施するもので、強制ではありません。
- \* その土地の下の様子がわかっている場合もありますので、社会教育課にご相談ください。
- \* 掘削箇所の確認のため、当日または事前に現地で立会をお願いします。
- \* 提出書類

- ・埋蔵文化財包蔵地確認（試掘調査）申請書
- ・付近の住宅地図
- ・公図
- ・試掘調査承諾書

\* 日程調整に、通常は数週間かかります。届出より先にご提出いただくと、よりご希望に沿った調査日程を組むことができます。

その土地の下の様子についての意見をつけて、届出を岐阜県教育委員会に送ります。

通常、数週間で岐阜県教育委員会から指示が出ます。（指示内容をご連絡するまで工事着工はお待ち下さい）

慎重工事

慎重に工事をしていただければ問題ありません。工事中に文化財と思われるものが出てきたときは、社会教育課まで連絡をお願いします。

工事立会

地面を掘る工事のときに立ちあわせていただきたいので、日程が決まりましたら社会教育課までご連絡ください。（日程調整にご協力をお願いします。）

発掘調査

工事の前に、遺跡の記録保存のため調査をします。改めて社会教育課と相談をお願いします。

※史跡内での工事の場合、別の手續が必要となりますのでお気をつけ下さい。（現状変更許可申請）

届出について、お気軽にお問い合わせください。

担当  
岐阜市教育委員会 社会教育課  
文化財係  
電話 058-214-2365  
FAX 058-265-4333

試掘調査の立会に来られる方、関係の方にもよろしくお伝えください。